

改 正 後	現 行
目次 第1章 略 第2章 委員会 第1節 総則（第90条—<u>第94条の2</u>） 第2節～第6節 略 第3章～第7章 略 第8章 補則（<u>第166条の2—第167条</u>） 附則 （会期中の閉会） 第7条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 （会議時間） 第9条 略 2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。 3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u> <u>4</u> 略 （事件の撤回又は訂正及び動議の撤回） 第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の<u>許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u> 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>許可</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。 3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>許可</u>を求めようとするときは、委員会の<u>許可</u>を得て委員長から請求しなければならない。 （日程の作成及び配布） 第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件	目次 第1章 略 第2章 委員会 第1節 総則（第90条—<u>第94条</u>） 第2節～第6節 略 第3章～第7章 略 第8章 補則（<u>第167条</u>） 附則 （会期中の閉会） 第7条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 （会議時間） 第9条 略 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。 <u>3</u> 略 （事件の撤回又は訂正及び動議の撤回） 第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の<u>承認を要する。</u> 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>承認</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。 3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>承認</u>を求めようとするときは、委員会の<u>承認</u>を得て委員長から請求しなければならない。 （議事日程の作成及び配布） 第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件

及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に<u>代える</u>ことができる。 (延会の場合の議事日程) 第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、<u>更に</u>その日程を定めなければならない。 (投票) 第29条 議員は、<u>議長の指示に従って</u>、順次投票する。 (開票及び投票の効力) 第31条 略 2～3 略 4 <u>投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u> (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第37条 略 2 略 3 <u>前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。</u> (付託事件を議題とする時期) 第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を<u>待って</u>議題とする。 (委員会の審査又は調査期限) 第44条 略 2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、<u>議会</u>において審議することができる。 (委員会の中間報告) 第45条 略 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、<u>議会の承認を得て</u>、中間報告をすることができる。 (再付託) 第46条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要がある	及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に<u>かえる</u>ことができる。 (延会の場合の議事日程) 第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、<u>さらに</u>その日程を定めなければならない。 (投票) 第29条 議員は、<u>職員の点呼に応じて</u>、順次投票する。 (開票及び投票の効力) 第31条 略 2～3 略 (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第37条 略 2 略 3 前2項に<u>規定する</u>提出者の説明又は委員会の付託は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。 (付託事件を議題とする時期) 第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を<u>まっ</u>て議題とする。 (委員会の審査又は調査期限) 第44条 略 2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、<u>会議</u>において審議することができる。 (委員会の中間報告) 第45条 略 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。 (再付託) 第46条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要がある
---	---

と認めるときは、議会は、<u>更に</u>その事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。 (発言の許可等) 第50条 発言は、<u>全て</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。 2 略 (発言の通告をしない者の発言) 第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が<u>全て</u>発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。 2～3 略 (発言内容の制限) 第55条 発言は、<u>全て</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。 2～3 略 (発言の継続) 第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、<u>更に</u>その議事を始めたときは、前の発言を続ける<u>こと</u>ができる。 (答弁書の配布) 第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に<u>代える</u>ことができる。 (表決問題の宣告) 第67条 議長は、表決を<u>採ろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。 (起立による表決) 第70条 議長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採らなければならない</u>。 (投票による表決) 第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出	と認めるときは、議会は、<u>さらに</u>その事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。 (発言の許可等) 第50条 発言は、<u>すべて</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。 2 略 (発言の通告をしない者の発言) 第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が<u>すべて</u>発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。 2～3 略 (発言内容の制限) 第55条 発言は、<u>すべて</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。 2～3 略 (発言の継続) 第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、<u>さらに</u>その議事を始めたときは、前の発言を続ける<u>事</u>ができる。 (答弁書の配布) 第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に<u>かえる</u>ことができる。 (表決問題の宣告) 第67条 議長は、表決を<u>とろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。 (起立による表決) 第70条 議長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とらなければならない</u>。 (投票による表決) 第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出
--	--

席議員 3 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。 2 略 (簡易表決) 第 7 6 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>採らなければならない</u>。 (表決の順序) 第 7 7 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>採らなければならない</u>。 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。ただし、表決の順序について出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。 3 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を<u>採る</u>。 (公述人の決定) 第 8 0 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>前条の規定により</u>あらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長が本人にその旨を通知する。 2 略 (会議録の記載事項) 第 8 5 条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。 (1)～(15) 略 (会議録の配布) 第 8 6 条 会議録は、議員及び関係者に配布する。 (会議録署名議員) 第 8 8 条 会議録に署名する議員は 2 人とし、議長が会議において指名する。	席議員 3 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。 2 略 (簡易表決) 第 7 6 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を<u>とらなければならない</u>。 (表決の順序) 第 7 7 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を<u>とらなければならない</u>。 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる</u>。ただし、表決の順序について出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。 3 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を<u>とる</u>。 (公述人の決定) 第 8 0 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ<u>文書で</u>申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長が本人にその旨を通知する。 2 略 (会議録の記載事項) 第 8 5 条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。 (1)～(15) 略 (会議録の配布) 第 8 6 条 会議録は、議員及び関係者に配布（<u>会議録が電磁的記録をもって作成されているときは、議長が別に定める電磁的方法による提供を含む。</u>）する。 (会議録署名議員) 第 8 8 条 会議録に署名する議員（<u>会議録が電磁的記録をもって作成されているときは、法第 1 2 3</u>
--	---

(動議の撤回) 第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。</u> (発言の許可) 第114条 委員は、<u>全て</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。 (発言内容の制限) 第116条 発言は<u>全て</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。 2 略 (委員外議員の発言) 第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員」という。)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。 2 委員会は、<u>委員外議員</u>から発言の申出があったときは、その許可を決める。 3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、<u>委員外議員</u>は、オンラインによる方法で<u>説明し、若しくは意見を述べ、又は発言</u>することができる。 4 <u>前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u> (委員長の発言) 第118条 略 2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、<u>委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができ</u>	<u>条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員</u>)は2人とし、議長が会議において指名する。 (動議の撤回) 第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の<u>承認を要する。</u> (発言の許可) 第114条 委員は、<u>すべて</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。 (発言内容の制限) 第116条 発言は<u>すべて</u>簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。 2 略 (委員外議員の発言) 第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。 2 委員会は、<u>委員でない議員</u>から発言の申出があったときは、その許可を決める。 3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、<u>委員でない議員</u>は、オンラインによる方法で<u>当該委員会に出席</u>することができる。 (委員長の発言) 第118条 略 2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンラインによる方法で委員会に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「<u>委員席に着き</u>」とあるのは「<u>委員として</u>」と、「<u>委員長席に復さなければならない</u>」とあるのは「<u>委員長として議事進行を行わなければならない</u>」と、「委員
---	---

ない。 (発言の継続) 第121条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、<u>更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。</u> (答弁書の配布) 第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。</u> (表決問題の宣告) 第128条 委員長は、表決を<u>採ろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。 (起立又は挙手による表決) 第131条 委員長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採らなければならない。</u> (投票による表決) 第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る。</u> 2 略 (簡易表決) 第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決を<u>採らなければならない。</u> (表決の順序) 第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序	<u>長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事進行を行うことができない」とする。</u> (発言の継続) 第121条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、<u>さらにその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。</u> (答弁書の朗読) 第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>職員をして朗読させる。</u> (表決問題の宣告) 第128条 委員長は、表決を<u>とろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。 (起立又は挙手による表決) 第131条 委員長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とらなければならない。</u> (投票による表決) 第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる。</u> 2 略 (簡易表決) 第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決を<u>とらなければならない。</u> (表決の順序) 第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序
---	--

を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>採る</u>。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。 2 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を<u>採る</u>。 (請願書の記載事項等) 第139条 略 2～3 略 4 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の<u>許可</u>を得なければならない。 5 <u>議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u> (請願の委員会付託) 第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。<u>ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u> 2 <u>委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。</u> 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものと<u>みなし、それぞれの委員会に付託する。</u> (紹介議員の委員会出席) 第142条 略 2 略 3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で<u>説明</u>することができる。 4 <u>前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長</u>	を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を<u>とる</u>。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。 2 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を<u>とる</u>。 (請願書の記載事項等) 第139条 略 2～3 略 4 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の<u>承認</u>を得なければならない。 (請願の委員会付託) 第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。<u>ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</u> 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものと<u>みなす。</u> (紹介議員の委員会出席) 第142条 略 2 略 3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で<u>委員会に出席</u>することができる。
---	--

<u>に届け出なければならない。</u> (請願の審査報告) 第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。 (1)～(2) 略 <u>2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</u> <u>3 略</u> <u>(決定の通知)</u> 第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。 (携帯品) 第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>コート、マフラー、傘</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たもの</u>については、この限りでない。 (禁煙) 第155条 何人も、<u>議場において喫煙してはならない。</u> (資料等の配布許可) 第157条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料等</u>を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。 (議長の秩序保持権) 第159条 <u>全て</u>規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って<u>定める。</u> <u>(代理弁明)</u> 第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、<u>議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。</u>	(請願の審査報告) 第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により<u>意見を付け、議長に報告しなければならない。</u> (1)～(2) 略 <u>2 略</u> <u>(決定書の交付)</u> 第150条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。 (携帯品) 第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>外とう、えり巻、つえ、かさ</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>議長の許可を得たときは、この限りでない。</u> (禁煙) 第155条 何人も、<u>会議中は、喫煙してはならない。</u> (資料等印刷物の配布許可) 第157条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料、新聞紙、文書等の印刷物</u>を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。 (議長の秩序保持権) 第159条 <u>すべて</u>規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って<u>決める。</u>
--	---

(出席停止の期間)

第163条 出席停止は、10日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

第8章 略

(電子情報処理組織による通知等)

第166条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受け

(出席停止の期間)

第163条 出席停止は、10日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内にさらに懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

第8章 略

る者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第66条、第86条、第125条、第140条第1項及び第141条第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用す

る。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第166条の3 この規則の規定（第28条第1項

（第74条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等につ

いては、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。